

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第11号

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和48年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（委任事項） 第2条 権限のうち、次に掲げる事項を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)～(7) 略 (8) 事務局職員の休暇、サービス、旅行及び給与に関する<u>こと</u>。 (9)・(10) 略</p>	<p>（委任事項） 第2条 権限のうち、次に掲げる事項を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)～(7) 略 (8) 事務局職員の休暇、サービス、旅行、<u>時間外勤務</u>及び給与に関する<u>こと</u>。 (9)・(10) 略</p>

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。